

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 調達番号 | 生命003 |
| (2) 調達件名及び数量 | 生命機能研究科における実験動物飼育管理業務 一式
(詳細は別紙仕様書のとおり) |
| (3) 請負期間 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。 |
| (4) 請負場所 | 国立大学法人大阪大学大学院生命機能研究科生命システム棟 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) その他経理責任者が認めた者。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-3
国立大学法人大阪大学 大学院生命機能研究科 会計係
電話 06-6879-4422
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和3年3月5日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

第2号様式

見 積 書

調達番号： 生命003

調達件名： 生命機能研究科における実験動物飼育管理業務 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電 話 番 号

[印]

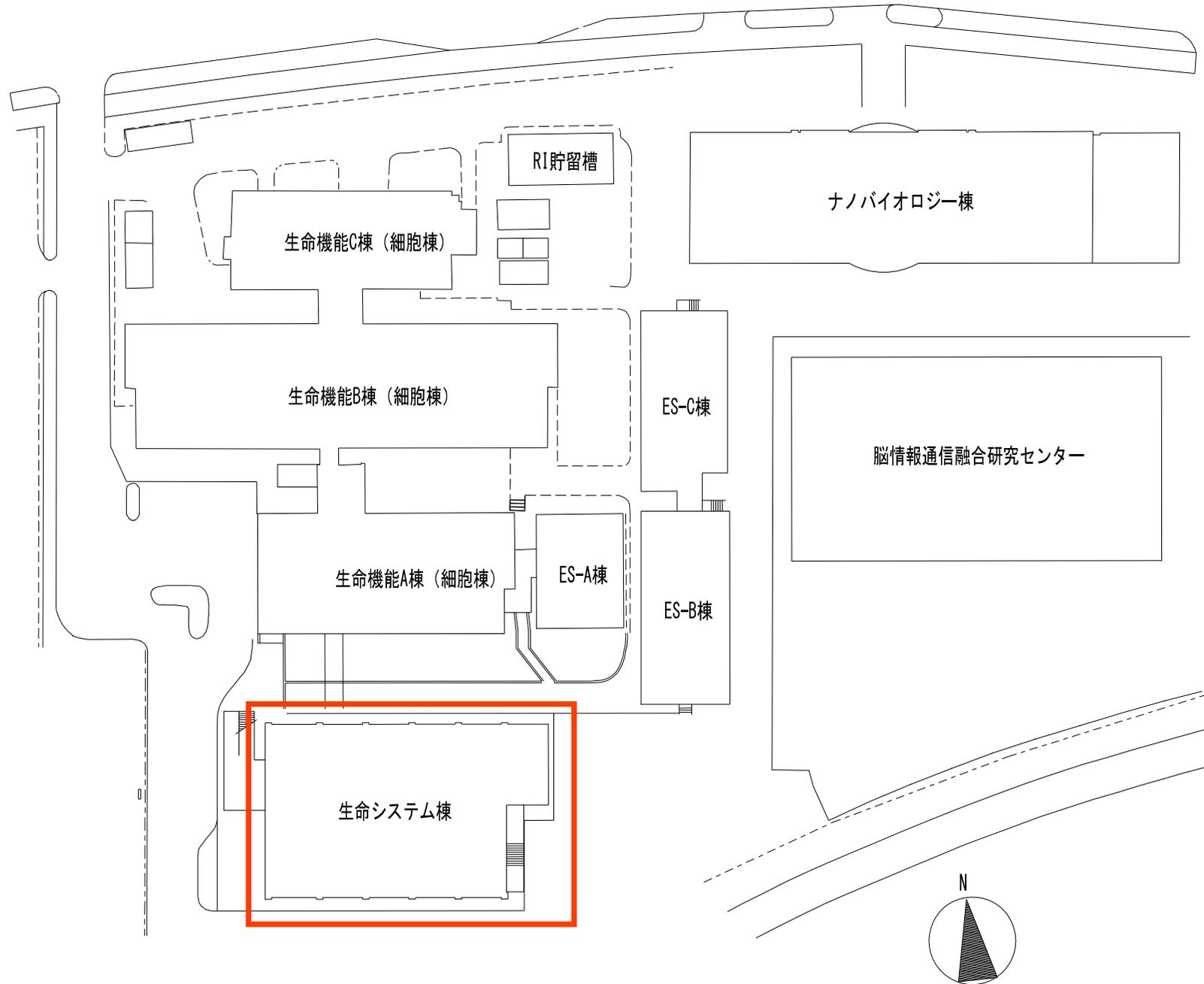
- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

仕 様 書

1. 請負の表示 大阪大学大学院生命機能研究科における実験動物飼育管理業務 一式
2. 請負の場所 大阪府吹田市山田丘1番3号
大阪大学大学院生命機能研究科
生命システム棟1階 コンベマウス飼育室2
生命システム棟10階 動物飼育実験室・洗浄室
(別紙1の図面のとおりに)
3. 請負期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
4. 実施内容 業務の実施にあたっては本仕様書及び別紙1、2及び3に基づき遂行するものとする。
5. 実験動物の種類及び収容予定数量
種類 マウス、ラット
収容予定数量 最大1,500ケージ(約5,000匹)
6. 仕様
 - (1) 受注者及び作業員は本仕様書及び別紙1、2及び3により実験動物を適正な環境下において飼育管理を行い、教育研究の遂行に資するものとする。
 - (2) 受注者及び作業員は本業務が教育研究上果たすべき重要性を理解し、入念・誠実に努めるものとする。
 - (3) 受注者は常に作業員が礼儀正しく他人に不快感を与える事の無いよう勤務態度を指導し制服、風紀、安全衛生について万全の監督を行うものとする。
 - (4) 受注者は、別紙図面の指定範囲において、下記のとおり作業員に従事させるものとする。
 - 1) 動物飼育補助者(動物飼育管理の経験を2年以上有する者): 2名以上
 - 2) 動物飼育補助者(マウスの飼育管理経験がある者): 1名以上
 - (5) 受注者は、作業員の名簿を発注者に提出するものとする。
 - (6) 業務は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日)を除く、毎日8時30分から17時30分の間実施するものとする。
 - (7) 前項の業務実施日以外に実験動物の健康状態、研究スケジュール等により給餌等の飼育管理を行う必要が生じた時は、本学担当職員と協議するものとする。
 - (8) 受注者は、1日の業務終了後、別紙3の「実験動物飼育管理業務日誌」を作成し、業務後に本学の検査職員に速やかに提出し、検査を受けるものとする。
 - (9) 本学は、作業員に対し、休息、休憩及び更衣場所並びに請負に必要な用具等の保管場所及び光熱水を無償で提供するものとする。
 - (10) 受注者は、作業員に作業服を着用させ、名札等により一見して受注者の作業員であることを明示す

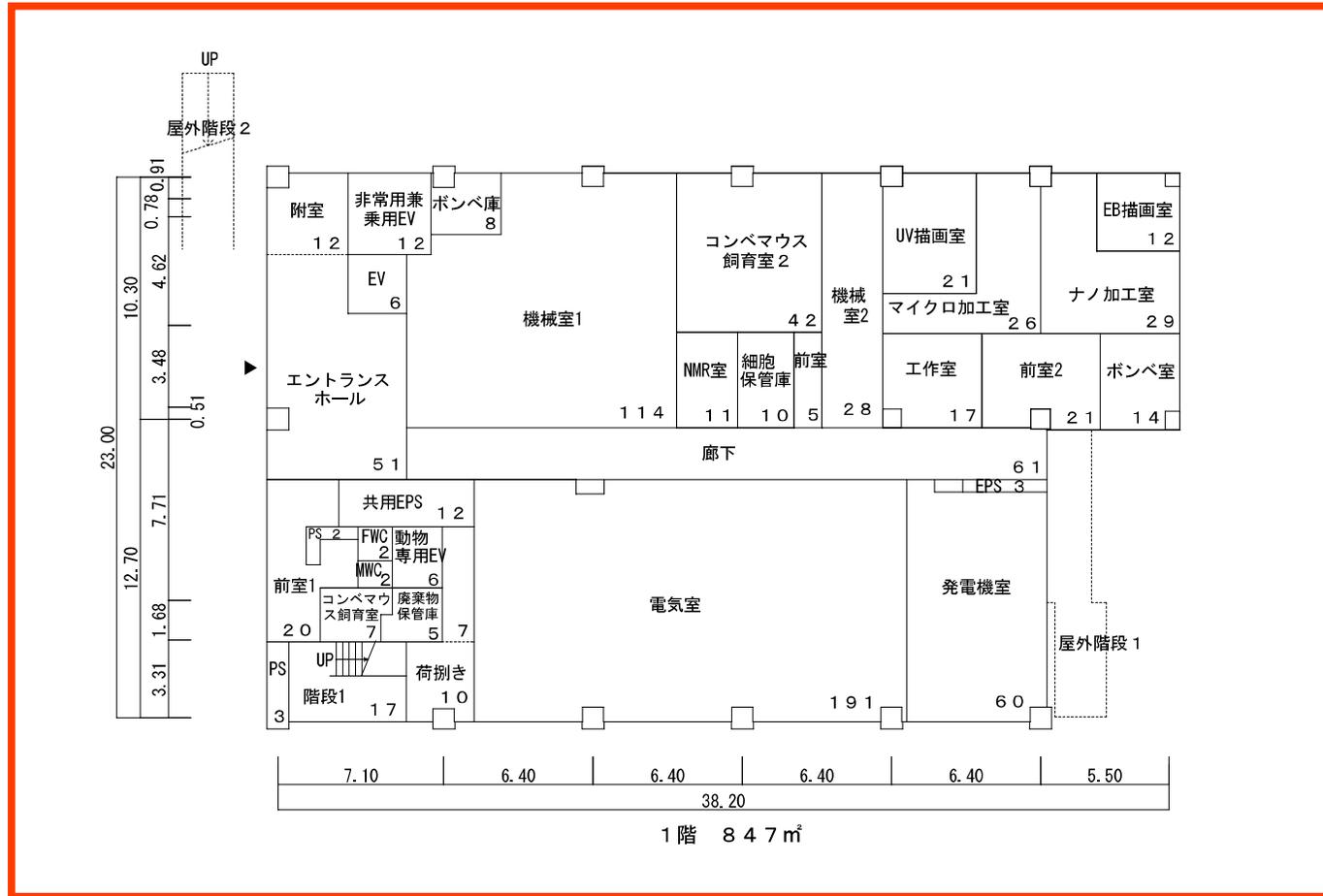
るものとする。

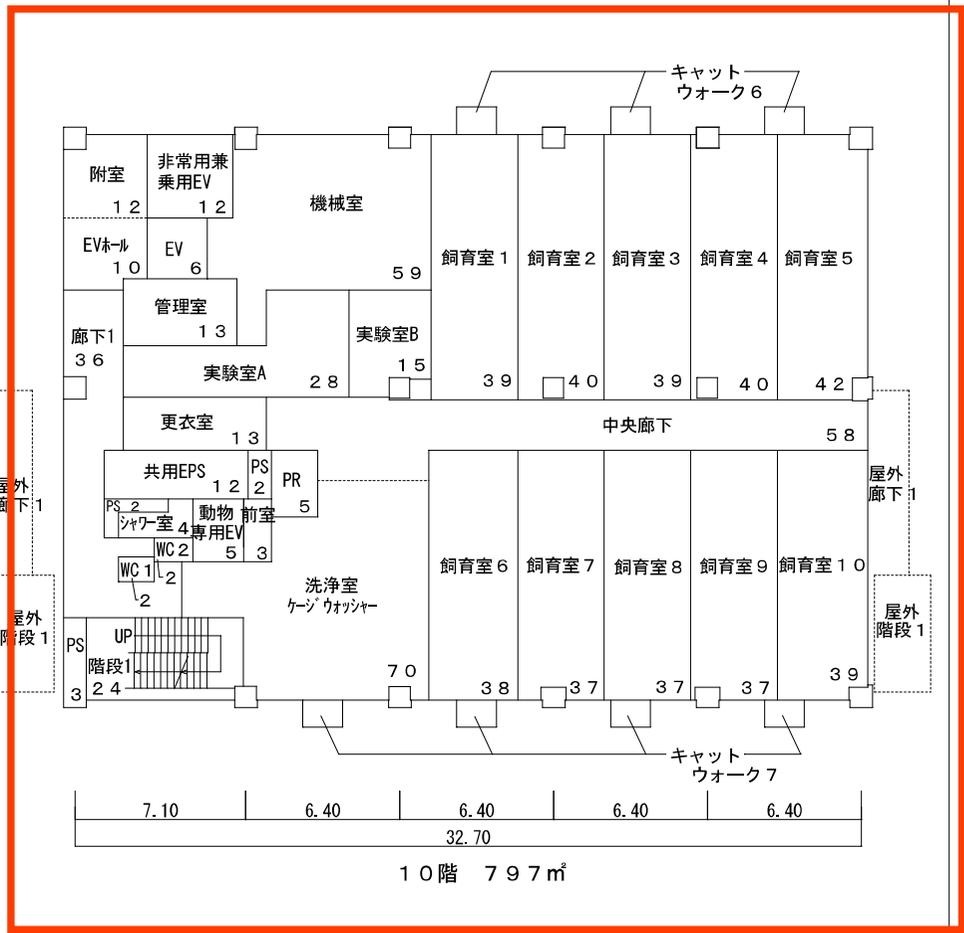
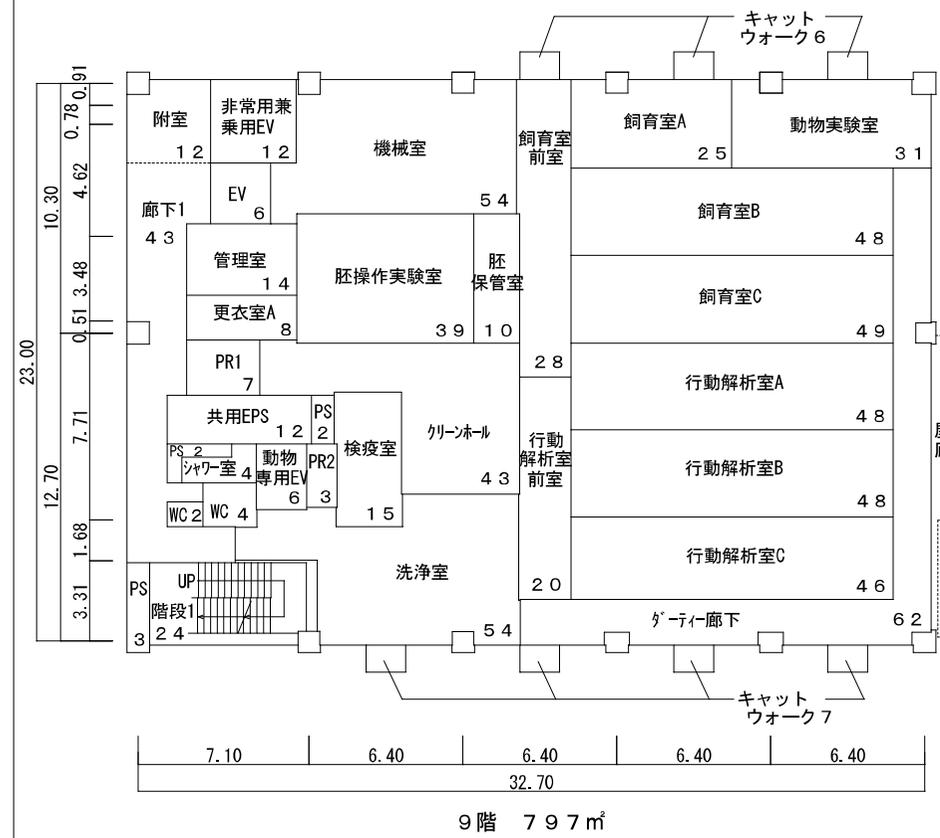
- (11) 受注者は、作業員に対し定期的に健康診断を受診させるものとする。
- (12) 作業員が業務を行うにあたっては、本学の建物および設備等を損傷しないよう万全を期すものとし、万一、損傷を与えた場合には、速やかに報告するものとする。なお、作業員が故意又は過失により損傷を与えた場合には、受注者が賠償の責任を負うものとする。
- (13) 業務の不備が原因で飼育管理に事故が生じたときは、すべて受注者がその責任を負うものとする。ただし、天災等やむを得ない場合は、この限りではない。
- (14) 作業員が本学内で行う業務上の行為に伴って生じた事故は、すべて受注者の責任とする。
- (15) 業務の実施に際し、仕様書に明示されていない事項や業務の詳細に疑義を生じた場合の他、不測の事態が発生した場合は発注者及び受注者間で協議して定めるものとする。





S=1:300





≪別紙2≫

飼育管理		
業務	頻度	内容
給餌・給水	毎日	給餌：残餌の確認および補充。 給水：給水瓶の確認および補充。
ケージ交換	週1回	ケージ交換はラック毎とし、週に1度全てのケージを新しいケージにする。 また、特に汚れが酷いケージに関しては適宜新たなケージに交換することとする。
蓋交換	月1回	ケージの蓋を交換する。
症状観察 (異常動物のチェック)	毎日	外観より症状を観察し、異常動物や死亡動物を発見した場合は速やかに担当者に報告する。
温湿度の測定	毎日	毎日室温・湿度・室圧を確認し、所定の報告書に記載する。 異常が認められた場合は速やかに管理者へ報告する。
ラックの清掃および消毒	週1回	ケージ交換時に当該ラック内部を清掃、消毒する。
フィルターの交換	適宜	排気フィルターの交換を行う。
飼育室床面の清掃消毒	毎日	指定のほうき、モップ、消毒液を使用し、清掃・消毒を行う。
壁および天井の清掃消毒	適宜	指定のモップ、消毒液を使用し、清拭・消毒を行う。
ケージの準備	毎日	交換用ケージに指定の床敷きを入れ準備する。
給水瓶の調製	毎日	給水瓶を指定の手順で調製する。
洗浄作業		
業務	頻度	内容
無塵衣の洗濯および滅菌	毎日	使用済みの無塵衣を洗濯・乾燥させた後、オートクレーブで滅菌処理を行う。
死亡動物の搬出	適宜	フリーザーで保管している死亡動物を指定の場所へ搬出する。
器機洗浄・消毒・滅菌	毎日	各器具を消毒液・ケージウォッシャーを用い、指定の方法により洗浄する。 それぞれ洗浄後にオートクレーブ滅菌を行う。
床敷きの廃棄	毎日	使用済みケージの糞尿およびチップを所定の袋へ廃棄する。
入荷動物の搬入	適宜	入荷動物の確認を行い、消毒後指定場所へ搬入する。
物品の搬入	適宜	チップをオートクレーブ滅菌する。 餌をバスルームに搬入・消毒する。 消耗品をバスルームに補充する。
廊下の清掃	週1回	外廊下を指定の掃除機、モップを用いて清掃する。
洗浄室の清掃	毎日	洗浄室を指定の消毒液、器具を用いて清掃を行う。
ケージウォッシャーの洗浄	毎日	指定の消毒液・器具を用い、ケージウォッシャーの洗浄を行う。
その他の作業		
業務	頻度	内容
更衣室の清掃・消毒	週1回	指定のほうき、モップ、消毒液を使用し、清掃・消毒を行う。
物品の管理	毎日	オートクレーブ滅菌後のケージ・給水瓶・無塵衣等を指定の場所に保管、補充する。
廃棄物の処理	毎日	廃棄物を指定の集積所へ搬出する。

実験動物飼育管理業務日誌

令和 年 月 日()

業務項目	頻度	確認	備考
給餌・給水	毎日		
ケージ交換	週1回		
蓋交換	月1回		
症状観察(異常動物のチェック)	毎日		
温湿度の測定	毎日		
ラックの清掃および消毒	週1回		
フィルターの交換	適宜		
飼育室床面の清掃消毒	毎日		
壁および天井の清掃消毒	適宜		
ケージの準備	毎日		
給水瓶の調製	毎日		
無塵衣の洗濯および滅菌	毎日		
死亡動物の搬出	適宜		
器機洗浄・消毒・滅菌	毎日		
床敷きの廃棄	毎日		
入荷動物の搬入	適宜		
物品の搬入	適宜		
廊下の清掃	週1回		
洗浄室の清掃	毎日		
ケージウォッシュヤーの洗浄	毎日		
更衣室の清掃・消毒	週1回		
物品の管理	毎日		
廃棄物の処理	毎日		
特記事項	従事者名	確認印	

請負契約書(案)

請負の表示 大阪大学大学院生命機能研究科における実験動物飼育管理業務 一式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税率及び地方消費税率によるものとする。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院生命機能研究科長 吉森 保 と受注者
との間において、上記の請負業務(以下「業務」という)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。
第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
第3条 業務は、大阪大学大学院生命機能研究科生命システム棟において、これをするものとする。
第4条 契約期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
第5条 受注者は、毎月の業務完了後、完了通知書を国立大学法人大阪大学生命機能研究科会計係に送付すべきものとする。
第6条 請負代金は、毎月の業務の完了確認後、月額 円を当該月の翌々月末までに支払うものとする。
第7条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学生命機能研究科会計係に送付すべきものとする。
第8条 発注者の都合により業務が実施できない場合及び必要としない場合の請負代金は、次の算出により減額して支払うものとする。

$$\text{請負代金額(当該月額)} \times \frac{\text{当該月の実業務日数}}{\text{当該月の要業務日数}}$$

- 第9条 契約保証金は免除する。
第10条 発注者は、受注者に契約履行に際して必要な場所等を提供するものとする。
第11条 受注者は、業務を行うにあたって発注者の建物、設備等を損傷しないよう善良な管理者の注意義務を怠ってはならない。
第12条 受注者は、前条に違反し発注者の建物、設備等を損傷した場合は、賠償の責を負うものとする。
第13条 発注者または受注者は、この契約を変更または解約しようとするときは、30日前までに文書をもって相手方に対して通知するものとする。
第14条 受注者は、この契約の履行の全部もしくは一部を第三者に委託し、またはこの契約によって生じる権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、業務の一部について、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
第15条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第16条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 3年 月 日

発注者

吹田市山田丘1番3号
国立大学法人大阪大学
大学院生命機能研究科長 吉森 保

受注者